

規 則

特定商取引に関する法律に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十一月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十九号

特定商取引に関する法律に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則

特定商取引に関する法律に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則（平成元年埼玉県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

「第六十六条第七項」を「第六十六条第六項」に改める。

別記様式（表）中「同条第六項」を「同条第五項」と改め、「立入検査」の次に「及び質問」を加え、同様式（裏）中「この条において」を「且つ」、「検査させる」を「検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させる」と、「6 第一項」を「5 第一項」と、「7 第一項」を「6 第一項」と、「第五項」を「第四項」と、「8 第一項」を「7 第一項」と、「規定を第六項」を「規定を第五項」と、「第七二条」を「第七一条」と、「100万円以下の罰金に処する」を「6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」と、「(10)」を「(3)」と、「同条第六項」を「同条第五項」と、「忌避した者」を「忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者」と、「(11)」を「(4)」と改める。

附 則

この規則は、平成二十九年十二月一日から施行する。